

# 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団理事会会議規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ適切な運営を図ることを目的とする。

### (理事会の種類及び開催)

第2条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、事業年度毎に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じ開催する。

### (理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## 第2章 理事会の招集

### (招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき、理事長は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事がこれを招集することができる。

### (招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電

磁的方法により通知の発出をすることができる。

- 3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### 第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長に事故あるとき、又は欠けたとき及び理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会の決議は、定款及び規則等に特別の定めがある場合を除くほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(議案の提出権)

第9条 理事は、議案を提出することができる。ただし、定款において理事長の権限として定められたものについては、この限りではない。

- 2 前項により理事が議案を提出しようとするときは、その趣旨を理事長に通知しなければならない。

(決議事項)

第10条 理事会が決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業団の業務執行の決定
- (2) 重要な財産の処分及び譲受け
- (3) 多額の借財（一時借入金を除く。）
- (4) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (5) 事業報告書及び計算書類等の承認
- (6) 理事長、常務理事の選任及び解任
- (7) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (8) その他法令並びに定款に定める事項
- (9) その他理事会及び理事長が必要と認める事項

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第13条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(顧問の出席)

第14条 理事は、理事会に顧問を出席させ、参考意見を聞くことができる。

(議事録)

第15条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第16条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

#### 第5章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。